

施策の方向4 再犯防止のまちづくり

(土浦市再犯防止推進計画)

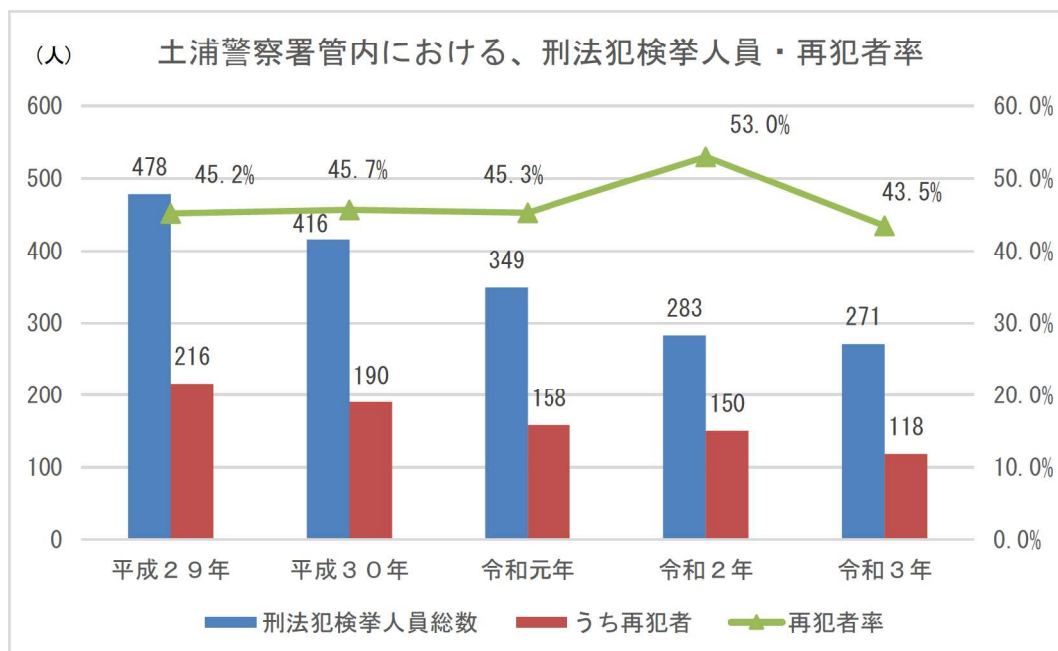
施策の方向	基本施策
4 再犯防止のまちづくり	① 再犯防止の推進

【現状と課題】

国では、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を促進することで再犯を防止し、国民が安心して暮らせる社会を実現するため、平成28年12月に、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が施行されました。

令和3年版犯罪白書によると、全国の刑法犯の検挙人員は、平成16年以降減少を続ける一方、再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率）は増加しており、令和2年には49.1%となっています。土浦警察署管内においても、平成29年から令和3年の5年間で、検挙人員は減少しているものの、再犯者率は平均46.3%となっています。その背景には、刑務所や少年院などから出所しても、「仕事がない」「住むところがない」など、様々な要因から生活が安定せず、社会の中で孤立してしまう現状があると考えられます。

犯罪や非行のない、すべての市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、犯罪や非行をした人が、同じ過ちを起こさないよう、地域の関係機関と連携・協力を図り支援する取り組みが必要です。



※資料提供：土浦警察署

市民の取り組み

- 犯罪や非行をした人の立ち直りを支援する更生保護活動の理解に努めます。
- 再犯防止に関心を持ち、理解を深めるための講演会等に参加します。

地域全体の取り組み

- 社会を明るくする運動を通して、犯罪や非行をする人を生み出さない地域づくりを目指します。
- 地域で活動する更生保護ボランティア団体は、更生保護や再犯防止に関する取り組みの周知に努めます。

行政の取り組み

- 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える保護司で組織する「土浦地区保護司会」をはじめ、立ち直りの支援や青少年の健全育成に取り組む「土浦市更生保護女性会」などの更生保護ボランティア団体や、更生保護に関わる様々な機関との連携・協力を図ります。
- 社会を明るくする運動をはじめ、様々な機会を捉えて犯罪予防や再犯防止等の啓発を推進します。
- 刑務所や少年院などから出所した人が、地域の中で自立した社会生活を送れるよう支援します。

社会を明るくする運動

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

社会を明るくする運動は、法務省が主唱する、すべての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちなどの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

毎年7月は、社会を明るくする運動の強調月間であるとともに、再犯の防止等の推進に関する法律における再犯防止啓発月間でもあることから、街頭キャンペーンなどの広報啓発活動を行うほか、公開講演会の開催、作文コンテストなどの事業を実施しています。

① 再犯防止の推進

3-4-1-1	更生保護活動の支援	総務課
◆土浦地区保護司会や土浦市更生保護女性会などの更生保護ボランティア団体等と連携を図り、更生保護活動への支援を行います。		

3-4-1-2	土浦地区更生保護サポートセンターの支援	総務課
◆更生保護の拠点となる土浦地区更生保護サポートセンターについて、土日など休日も開館している土浦市亀城プラザ内での運営に協力し、円滑な更生保護活動のための支援を行います。		

3-4-1-3	社会を明るくする運動の推進	総務課
◆社会を明るくする運動を通して、犯罪や非行の防止、及び再犯防止のための啓発を推進します。		

3-4-1-4	更生保護の理解促進	総務課
◆更生保護に関する市民の関心と理解を促進するため、本市のホームページや広報紙などの媒体を活用し、積極的な広報・啓発に努めます。		

3-4-1-5	生活困窮者の自立相談支援事業の活用	社会福祉課
◆刑務所や少年院などから出所したあと、仕事や住むところがないなどの理由から生活に困窮している方に対しては、生活困窮者の自立相談支援事業を活用した、包括的な支援を実施します。		

※令和5年4月から、総務課から人権推進課に担当課が変更となっております。